

## 令和4年度 要保護・準要保護に認定された方へ

- 各支給項目の振込み通知は省略させていただきますので御了承願います。なお、支給時期については下表の「支給時期等」欄を参照願います。
- 支給時期については、あくまでも予定であり、事情により遅れることもありますので御了承ください。また、小・中学校で支給時期が異なる場合もあります。
- 義務教育学校は、小学校を「前期課程」、中学校を「後期課程」と読み替えてください。

支給項目 (右欄は支給対象者認定区分)	要 保 護	準 要 保 護	内 容	支 給 額 (小学校)	支 給 額 (中学校)	支 給 時 期 等  (下記支給予定日が金融機関休業日の場合は前営業日に支給) (年度途中認定の方はこの時期とは異なる場合があります)
新入学学用品費等 (1年生)	×	○	通学用服・靴・鞆の購入費用	54,060円 (★3,000円)	60,000円	7月下旬(29日頃の予定) ※対象者は、5月1日現在、準要保護認定の方。 ★入学前の3月に「新入学準備金」の支給を受けた方は、 差額分として()内の金額を支給いたします。
1年生の学用品費等	×	○	学用品の購入費・校外活動費(日帰り)	6,615円	12,520円	前期・・・7月下旬(29日頃の予定) 後期・・・12月下旬(20日頃の予定)
2年生以上の学用品費等	×	○	学用品・通学用品の購入費・校外活動費(日帰り)	7,750円	13,655円	※対象者は、前期は5月1日現在、後期は11月1日現在、 準要保護認定の方。
通学費	×	○	通学区域内の指定校への通学で、通学距離が 小4Km・中6Km以上の場合のバス・電車通学費用	実際にかかった費用		前期・・・11月下旬(30日頃の予定) 後期・・・翌年3月下旬(24日頃の予定)
校外活動費(宿泊)	○	○	移動教室(小6を除く)の参加費用	実際にかかった費用		行事終了後、学校で精算が終了した月の翌月25日頃 (7月のみ29日頃)
修学旅行費	○	○	移動教室(小6)・修学旅行の参加費用	実際にかかった費用		※実際に行事にかかった費用をお振込みしますので、集金額と振込額 が異なる場合がございます。
体育実技用具費	×	○	体育の授業で使用する柔道着・剣道用具の購入費用(中学 校)	/	実際にかかった費用 柔道着上限7,650円 剣道用具上限52,900円	ご購入後、学校から請求のあった月の翌月25日頃 ※個人購入の場合も対象となりますが、領収書(購入者氏名・業者 印押印のもの。レシート不可。)を学校へ提出してください。
学校給食費	×	○	自校方式、親子方式、センター方式の 学校給食の費用	実際にかかった費用		この通知日以降は、費用をお支払いいただく、学校給食課から直接 学校に支給します。お支払いいただいた費用がある場合は、学校から お返しします。
	×	○	デリバリーランチ方式の学校給食の費用			4～6月分・・・7月下旬(29日頃の予定) 7月分以降・・・翌々月上旬(10日頃の予定) ※実際に食べた回数分の費用を支給します。
	×	○	夜間学級補食の生徒負担分			この通知日以降は、費用をお支払いいただく、学校給食課から 直接補食提供者へ支払います。 廃止等認定に変更が無い場合は、翌年度6月まで支給対象となります。
医療費等	×	○	学校生活管理指導表の発行に要する費用 ただし、就学前の発行のもの及び保険適用のものは対象外。	実際にかかった費用 上限4,720円		1学期分・・・8月下旬(25日頃の予定) 2学期分・・・翌年1月下旬(25日頃の予定) 3学期分・・・翌年4月上旬(10日頃の予定) ※学期ごとに支給します。
	○	○	学校病(右記参照)の治療費	トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿疱疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯及び寄生虫病。 ※認定日以降は申請に基づき学校から医療券を発行します。必要な方は学校に申請をしてください。 医療券は、受診時に窓口で提示することで自己負担なしで受診できますが、すでにお支払いされた費用がある場合は 教育指導課からお返しします。なお、医療券は(子)・(親)医療証と併用することはできません。(子)・(親) 医療証で支払ったものは助成対象外です。詳しくは学校にお問い合わせください。		
新入学準備金 (6年生)	×	○	通学用服・靴・鞆の購入費用	60,000円	/	3月上旬(1日頃の予定) ※対象者は、2月1日現在、準要保護認定の方。 ※この支給を受けた方は、中学校入学後の「新入学学用品費等」は支 給対象外となります(「新入学準備金」と同等の費用となるため)。
オンライン学習通信費	×	○	オンライン学習にかかる通信費	7,000円 (1世帯あたり)		前期・・・9月下旬(22日頃の予定) 後期・・・1月下旬(25日頃の予定) ※対象は、前期は5月1日現在、後期は11月1日現在、 準要保護認定されている世帯。

- 支給項目及び内容説明で、特に学年の明記がない項目は全学年が対象となります。
- 要保護認定者で「×」となっている費用については、福祉事務所(福祉部生活福祉地区第一、第二課)へお問い合わせください。